

第 6 号議案「組合規約改訂(案)の件」

第 7 号議案「組合規約改訂の承認に関する件」

第 8 号議案「本部評議員の互選に関する件」

第 10 号議案「第 10 期（2023 年度）活動表彰の件」

三越伊勢丹グループ労働組合

第 11 期 定期本部大会議案書

(案)

2024 年 10 月 3 日 (木)

三越伊勢丹グループ労働組合 定期本部大会



三越伊勢丹グループ労働組合
Isetan Mitsukoshi Group Labor Union

■三越伊勢丹グループ労働組合ホームページ

<http://www.imgu.or.jp/>

ID : 企業コード(2桁) + 社員コード(8桁)

PW : 生年月日 (西暦社員コード (10桁))

(全て半角小文字)



■三越伊勢丹グループ労働組合 LINE@



■三越伊勢丹グループ労働組合 Twitter



2024年10月組合同規約改訂（案）

■組合同規約 本則改訂

①専従役員の辞任について、本部でも確認することを明記

旧	新
第3章 組織および機関	
第5節 本部執行委員会	
<p>第327条 権限</p> <p>本部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部議決機関において議決された事項の執行</p> <p>(2) 本部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(3) 団体交渉に関する事項</p> <p>(4) 各支部、支部直轄分会の労働協約の締結および労働協約本文改訂に関する事項</p> <p>(5) 支部議決機関の重要な議案の決定</p> <p>(6) 本部と各支部および支部間の調整</p> <p>(7) 支部役員定数に関する事項</p> <p>(8) 本部大会または本部評議員会の附議事項のうち緊急を要する処理</p> <p>ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(9) 本部役員、監査委員の人事異動に関する事項</p> <p>(10) 本部役員、監査委員、本部評議員、本部大会代議員、選挙管理委員の辞任</p> <p>(11) 職場委員の任命および辞任</p> <p>以下省略</p>	<p>第327条 権限</p> <p>本部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部議決機関において議決された事項の執行</p> <p>(2) 本部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(3) 団体交渉に関する事項</p> <p>(4) 各支部、支部直轄分会の労働協約の締結および労働協約本文改訂に関する事項</p> <p>(5) 支部議決機関の重要な議案の決定</p> <p>(6) 本部と各支部および支部間の調整</p> <p>(7) 支部役員定数に関する事項</p> <p>(8) 本部大会または本部評議員会の附議事項のうち緊急を要する処理</p> <p>ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(9) 本部役員、監査委員の人事異動に関する事項</p> <p>(10) 本部役員、監査委員、本部評議員、本部大会代議員、選挙管理委員、専従役員の辞任</p> <p>(11) 職場委員の任命および辞任</p> <p>以下省略</p>
第9章 資格の喪失、辞任および解任	
<p>第902条 辞任</p> <p>役員・監査委員・評議員・代議員・選挙管理委員が任期中にやむを得ない理由により辞任する場合は、次の機関の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 本部役員、本部評議員、本部大会代議員、監査委員、選挙管理委員…本部執行委員会</p> <p>(2) 支部役員、支部評議員、支部大会代議員、支部直轄分会評議員…支部執行委員会</p> <p>2. 前項にかかわらず、関連グループ支部Ⅰ、Ⅱの直轄分会評議員については、直轄分会評議員会での議決とする。</p>	<p>第902条 辞任</p> <p>役員・監査委員・評議員・代議員・選挙管理委員が任期中にやむを得ない理由により辞任する場合は、次の機関の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 本部役員、本部評議員、本部大会代議員、監査委員、選挙管理委員、専従役員…本部執行委員会</p> <p>(2) 支部役員、支部評議員、支部大会代議員、支部直轄分会評議員…支部執行委員会</p> <p>2. 前項にかかわらず、関連グループ支部Ⅰ、Ⅱの直轄分会評議員については、直轄分会評議員会での議決とする。</p>

②持ち回り審議をおこなえる機関会議を明記

旧	新
第3章 組織および機関	
第5節 本部執行委員会	
<p>第327条 権限</p> <p>本部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部議決機関において議決された事項の執行</p> <p>(2) 本部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(3) 団体交渉に関する事項</p> <p>(4) 各支部、支部直轄分会の労働協約の締結および労働協約本文改訂に関する事項</p> <p>(5) 支部議決機関の重要な議案の決定</p> <p>(6) 本部と各支部および支部間の調整</p> <p>(7) 支部役員定数に関する事項</p> <p>(8) 本部大会または本部評議員会の附議事項のうち緊急を要する処理</p> <p>ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(9) 本部役員、監査委員の人事異動に関する事項</p> <p>(10) 本部役員、監査委員、本部評議員、本部大会代議員、選挙管理委員の辞任</p> <p>(11) 職場委員の任命および辞任</p> <p>(12) 専従者の選出・辞任・解任に関する事項</p> <p>(13) 会計責任者、会計担当者の任命</p>	<p>第327条 権限</p> <p>本部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部議決機関において議決された事項の執行</p> <p>(2) 本部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(3) 団体交渉に関する事項</p> <p>(4) 各支部、支部直轄分会の労働協約の締結および労働協約本文改訂に関する事項</p> <p>(5) 支部議決機関の重要な議案の決定</p> <p>(6) 本部と各支部および支部間の調整</p> <p>(7) 支部役員定数に関する事項</p> <p>(8) 本部大会または本部評議員会の附議事項のうち緊急を要する処理</p> <p>ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(9) 本部役員、監査委員の人事異動に関する事項</p> <p>(10) 本部役員、監査委員、本部評議員、本部大会代議員、選挙管理委員の辞任</p> <p>(11) 職場委員の任命および辞任</p> <p>(12) 専従者の選出・辞任・解任に関する事項</p> <p>(13) 会計責任者、会計担当者の任命</p>

<p>(14) 委員会などの委員および書記局の任命</p> <p>(15) 本部執行委員の欠員補充に対する、大会代議員からの職務代行者の指名 ただし、職務代行者の任期は前任者の残りの期間とする。</p> <p>(16) 三越伊勢丹グループ共済会、三越伊勢丹健康保険組合など労使による関係組織団体 などの理事および代議員などの推薦に関する事項</p> <p>(17) 上部団体への派遣に関する事項</p> <p>(18) 活動表彰および特別表彰に関する事項</p> <p>(19) 組合員の賞罰に関する事項</p> <p>(20) 役員・監査委員・評議員・代議員および選挙管理委員の賞罰に関する事項</p> <p>(21) 従業員の賞罰に関する事項</p> <p>(22) 日常運転資金の借入れに関する事項 ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(23) 組合会計における資金の有効活用に関する事項</p> <p>(24) 予算の予備費の充当</p> <p>(25) 寄付金受納に関する事項</p> <p>(26) 公認会計士の委嘱</p> <p>(27) その他本規約、付属諸規程に定められた事項の執行</p>	<p>(14) 委員会などの委員および書記局の任命</p> <p>(15) 本部執行委員の欠員補充に対する、大会代議員からの職務代行者の指名 ただし、職務代行者の任期は前任者の残りの期間とする。</p> <p>(16) 三越伊勢丹グループ共済会、三越伊勢丹健康保険組合など労使による関係組織団体 などの理事および代議員などの推薦に関する事項</p> <p>(17) 上部団体への派遣に関する事項</p> <p>(18) 活動表彰および特別表彰に関する事項</p> <p>(19) 組合員の賞罰に関する事項</p> <p>(20) 役員・監査委員・評議員・代議員および選挙管理委員の賞罰に関する事項</p> <p>(21) 従業員の賞罰に関する事項</p> <p>(22) 日常運転資金の借入れに関する事項 ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(23) 組合会計における資金の有効活用に関する事項</p> <p>(24) 予算の予備費の充当</p> <p>(25) 寄付金受納に関する事項</p> <p>(26) 公認会計士の委嘱</p> <p>(27) その他本規約、付属諸規程に定められた事項の執行</p> <p>(28) 本部評議員会の附議事項に関する持ち回り審議 ただし、本部大会または本部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(29) 本部執行委員会の附議事項に関する持ち回り審議 ただし、本部執行委員会の事後承認を得るものとする。</p>
---	--

第11節 支部執行委員会

<p>第352条 権限</p> <p>支部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部執行委員会から委任された事項の執行</p> <p>(2) 議決機関において議決された支部活動に関する事項の執行</p> <p>(3) 支部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(4) 労働協約上の支部労使会議委員の選出</p> <p>(5) 支部大会または支部評議員会の附議事項で緊急を要する事項の処理 ただし、支部大会または支部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(6) 支部役員の人事異動に関する事項</p> <p>(7) 支部役員、支部評議員、支部大会代議員、支部直轄分会評議員の辞任</p> <p>(8) 支部の担当の任命</p> <p>(9) 支部書記局の任命</p> <p>(10) 分会担当の任命</p> <p>(11) 支部評議員会に委嘱する事項</p> <p>(12) その他本規約、付属諸規程に定められた事項の執行</p>	<p>第352条 権限</p> <p>支部執行委員会の権限は、次の通りとする。</p> <p>(1) 本部執行委員会から委任された事項の執行</p> <p>(2) 議決機関において議決された支部活動に関する事項の執行</p> <p>(3) 支部議決機関の日程および議案の決定</p> <p>(4) 労働協約上の支部労使会議委員の選出</p> <p>(5) 支部大会または支部評議員会の附議事項で緊急を要する事項の処理 ただし、支部大会または支部評議員会の事後承認を得るものとする。</p> <p>(6) 支部役員の人事異動に関する事項</p> <p>(7) 支部役員、支部評議員、支部大会代議員、支部直轄分会評議員の辞任</p> <p>(8) 支部の担当の任命</p> <p>(9) 支部書記局の任命</p> <p>(10) 分会担当の任命</p> <p>(11) 支部評議員会に委嘱する事項</p> <p>(12) その他本規約、付属諸規程に定められた事項の執行</p> <p>(13) 支部執行委員会の附議事項に関する持ち回り審議 ただし、支部執行委員会の事後承認を得るものとする。</p>
--	--

③賞罰の処罰の種類（譴責・陳謝・権利停止・除名）に至らない場合の対応として「嚴重注意」を追加

旧	新
第8章 賞罰	
新設	第806条 嚴重注意 処罰を行う程度に至らないものは、嚴重注意する。 以下、条数変更
第806条 賞罰委員会	第807条 賞罰委員会
第807条 賞罰規程	第808条 賞罰規程

■組合規約 付属書規程

①監査委員の定数を実態にあわせて変更

旧	新
選挙規程	
第1章 総則	
第105条本部役員および監査委員の定数 本部役員および監査委員の定数は、次の通りとする。 (1) 本部執行委員長1名 (2) 本部副執行委員長5名 (3) 本部書記長1名 (4) 本部書記次長5名 (5) 本部執行委員28名 (6) 監査委員 10名	第105条本部役員および監査委員の定数 本部役員および監査委員の定数は、次の通りとする。 (1) 本部執行委員長1名 (2) 本部副執行委員長5名 (3) 本部書記長1名 (4) 本部書記次長5名 (5) 本部執行委員28名 (6) 監査委員 8名

②支部評議員会の分散開催をおこなう支部の追加

旧	新
支部規程	
第2章 支部評議員会の分散開催	
第201条 目的 支部評議員会において、より組合員の意見を反映させ議決をするために、支部評議員会の分散開催をすることができる。 分散開催できる支部は、次の通りとする。 (1) 三越伊勢丹支部 (2) 仙台三越支部 (3) 名古屋三越支部 (4) 岩田屋三越支部 (5) エムアイフードスタイル支部 (6) エムアイカード支部 (7) 三越伊勢丹ビジネス・サポート支部 (8) 三越伊勢丹プロパティ・デザイン支部	第201条 目的 支部評議員会において、より組合員の意見を反映させ議決をするために、支部評議員会の分散開催をすることができる。 分散開催できる支部は、次の通りとする。 (1) 三越伊勢丹支部 (2) 仙台三越支部 (3) 名古屋三越支部 (4) 岩田屋三越支部 (5) エムアイフードスタイル支部 (6) エムアイカード支部 (7) 三越伊勢丹ビジネス・サポート支部 (8) 三越伊勢丹プロパティ・デザイン支部 (9) 三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ支部

③活動表彰の表彰方法を実態に合わせて明記する

旧	新
賞罰規程	
第3章 表彰	
第302条 表彰の方法 本規約第802条に該当する特別表彰は、表彰状または感謝状をもって行い、あわせて記念品を贈る。なお、贈呈の基準は次の通りとする。 贈呈基準：10万円以内	第302条 表彰の方法 本規約第802条に該当する特別表彰は、表彰状または感謝状をもって行い、あわせて記念品を贈る。なお、贈呈の基準は次の通りとする。 贈呈基準：10万円以内 2. 本規約第802条の活動表彰については、表彰状または感謝状をもって行い、あわせて記念品を贈る。 贈呈基準：原則1万円以内

④「情報管理に関するルール制定」にともない、あらためて内容を精査

情報統括管理規程における、情報管理責任者と IT ガバナンス担当者との整合をおさえておく
 情報統括責任者補佐の任命

旧	新
情報管理規程	
第 1 章 総則	
<p>第 1 0 3 条 定義 本規程における用語の定義は、次の通りとし、本部役員、監査委員、支部役員および組合職員が組合業務に従事することにより知り得た情報と、それに関する資料（書類、写真、磁気テープ、各種ディスク、サーバー・ディスク、その他電磁的記録媒体）をいう。</p> <p>【中略】 （6）組合内規程等 活動綱領、規約、規則、規程、基準、内規、通達、マニュアル等、その名称、内容、交付、適用範囲のいかんを問わず、組合組織の運営に関する取り決めで、成文化されたものをいう。</p>	<p>第 1 0 3 条 定義 本規程における用語の定義は、次の通りとし、本部役員、監査委員、支部役員および組合職員が組合業務に従事することにより知り得た情報と、それに関する資料（書類、写真、サーバー・ディスク、ストレージ、その他電磁的記録媒体）をいう。</p> <p>【中略】 （6）組合内規程等 規約、規則、規程、基準、内規、通達、マニュアル等、その名称、内容、交付、適用範囲のいかんを問わず、組合組織の運営に関する取り決めで、成文化されたものをいう。</p>
第 2 章 管理体制	
<p>第 2 0 1 条 情報統括部署・情報統括責任者 組合は、本部書記局を情報管理について統括を行う機関（以下、「情報統括部署」という。）として定め、本部書記長を当該部門における情報統括責任者（以下、「情報統括責任者」という。）として定める。</p> <p>2. 情報統括責任者は、組合組織内情報の管理について統括し、責任を負う。</p> <p>3. 情報統括責任者は、自らを補佐させるため、本部執行委員会の承認を得て、情報統括責任者補佐を置き、情報統括責任者の業務を行わせることができる。</p>	<p>第 2 0 1 条 情報統括部署・情報統括責任者 組合は、本部書記局を情報管理について統括を行う機関（以下、「情報統括部署」という。）として定め、本部書記長を当該部門における情報統括責任者（以下、「情報統括責任者」という。）として定める。</p> <p>2. 情報統括責任者は、組合組織内情報の管理について統括し、責任を負う。</p> <p>3. 情報統括責任者（本部書記長）は、自らを補佐させるため、本部執行委員会の承認を得て、情報統括責任者補佐を置き、情報統括責任者（本部書記長）の業務を行わせることができる。</p> <p>4. 情報統括責任者（本部書記長）は、原則、会社が定める「ITガバナンス責任者」を担う本部執行委員長が任命する「ITガバナンス担当者」を兼務するものとする。</p>
第 3 章 情報管理義務	
<p>第 3 0 3 条 組合組織内情報の開示 組合役員は、当該情報の内容に応じ、所定の手続きを経なければ、組合組織内情報を組合組織外の第三者に開示・漏洩してはならない。</p> <p>2. 組合組織内情報のうち、秘密情報、営業秘密、他社の営業秘密、インサイダー情報、個人情報等および取引先情報について、組合組織外の第三者または三越伊勢丹グループ内の関係各部署に開示する場合には、事前に情報管理責任者、情報統括責任者の許可を得なければならない。</p> <p>3. 組合役員は、組合組織内情報（但し、一般組合組織内情報を除く。）を取材（調査、アンケートを含む。）、出版、論文、講演、テレビ・ラジオ出演、インターネット等の方法により組合組織外に開示する場合には、予め、開示する内容を別途定める用紙に詳細に記入の上、情報管理責任者を通じて情報統括責任者へ提出し、開示内容について、情報統括責任者の承認を得るものとする。</p>	<p>第 3 0 3 条 組合組織内情報の開示 組合役員は、当該情報の内容に応じ、所定の手続きを経なければ、組合組織内情報を組合組織外の第三者に開示・漏洩してはならない。</p> <p>2. 組合組織内情報のうち、秘密情報、営業秘密、他社の営業秘密、インサイダー情報、個人情報等および取引先情報について、組合組織外の第三者または三越伊勢丹グループ内の関係各部署に開示する場合には、事前に情報管理責任者、情報統括責任者の許可を得なければならない。</p> <p>3. 組合役員は、組合組織内情報（但し、一般組合組織内情報を除く。）を取材（調査、アンケートを含む。）、出版、論文、講演、テレビ・ラジオ出演、インターネット等の方法により組合組織外に開示する場合には、開示内容について、情報統括責任者の承認を得るものとする。</p>
第 4 章 その他	
<p>第 4 0 2 条 事故・事件およびリスクへの対応 情報管理に関するリスクに関する情報もしくは事故・事件を認知し、または報告を受けた者は、直ちに、情報管理責任者に報告し、また、情報管理責任者が事故を認知し、または報告を受けた場合、直ちに、中央執行委員長、情報統括責任者および監査委員会に報告しなければならない。情報管理に関する事故・事件が発覚した場合の報告その他対応については、本部書記局に従う。</p> <p>2. 情報管理に関するリスクについて、組合役員または専従スタッフは、本部書記局に従って適切に対応するものとする。</p>	<p>第 4 0 2 条 事故・事件およびリスクへの対応 情報管理に関するリスクに関する情報もしくは事故・事件を認知し、または報告を受けた者は、直ちに、情報管理責任者（支部書記長）に報告し、また、情報管理責任者（支部書記長）が事故を認知し、または報告を受けた場合、直ちに、本部執行委員長、情報統括責任者（本部書記長）および監査委員会に報告しなければならない。情報管理に関する事故・事件が発覚した場合の報告その他対応については、本部書記局に従う。</p> <p>2. 情報管理に関するリスクについて、組合役員または専従スタッフは、本部書記局に従って適切に対応するものとする。</p>
<p>第 4 0 4 条 監査 情報管理責任者、情報統括責任者および監査委員会は、組合組織内の組合組織内情報の管理状況に関して、随時監査を行う権限を有する。</p>	<p>第 4 0 4 条 監査 情報管理責任者（支部書記長）、情報統括責任者（本部書記長）および監査委員会は、組合組織内の組合組織内情報の管理状況に関して、随時監査を行う権限を有する。</p>

組合規約付属書規程改訂(承認事項)

①組合の構成に関する規程<第103条 別表>

現行			改訂		
支部	分会・職場区		支部	分会・職場区	
三越伊勢丹支部	本社・周辺分会 第1職場区	HDS 出向 取締役会室(取締役会運営部、指名委員会運営部、報酬委員会運営部、監査委員運営部) HDS 出向 内部監査室(内部統制部、業務監査部) HDS 出向 リスクマネジメント室 HDS 出向 経営戦略統括部(経営企画部、事業開発部、カード事業企画部、海外事業部、プロジェクト推進部) HDS 出向 情報システム統括部(システム企画部、システム開発推進部、データ戦略部) HDS 出向 人事統括部(人事企画部、人事キャリア部、人材・組織力開発部、労務オペレーション部) HDS 出向 財務経理統括部(財務部、経理部、営業経理部、収支構造改革・予算部) HDS 出向 総務統括部(総務企画部、サステナビリティ推進部、広報 IR 部、法務コンプライアンス部) HDS 出向 CRE 事業統括部(アセットマネジメント部、CRE 開発 1 部、CRE 開発 2 部、リーシングマネジメント部、物流部、事業企画部) 営業本部 監査役付 顧客戦略統括部(顧客政策部、CRM 推進部) 営業戦略統括部(営業企画部、関連事業推進部) 店舗戦略統括部(店舗政策部、店舗運営部、営業管理部) 第1MD グループ(グループ MD 部、定期宅配営業部、ギフトデザイン営業部、美術営業部、プロモーション商品部、リーシング部) 第2MD グループ(グループ MD 部、化粧品 MD 部※ミスコ、ミラー含む、呉服営業部) オンラインストアグループ(オンラインストアグループ付、EC 運営部、デジタルベース運営部、デジタル事業運営部) スタジオアルタ出向	本社・周辺分会 第1職場区	HDS 出向 取締役会室(取締役会運営部、指名委員会運営部、報酬委員会運営部、監査委員運営部) HDS 出向 内部監査室(内部統制部、業務監査部) HDS 出向 リスクマネジメント室 HDS 出向 経営戦略統括部(経営企画部、事業開発部、カード事業企画部、海外事業部、プロジェクト推進部) HDS 出向 情報システム統括部(システム企画部、システム開発推進部、データ戦略部) HDS 出向 人事統括部(人事企画部、人事キャリア部、人材・組織力開発部、労務オペレーション部) HDS 出向 財務経理統括部(財務部、経理部、営業経理部、収支構造改革・予算部) HDS 出向 総務統括部(総務企画部、サステナビリティ推進部、広報 IR 部、法務コンプライアンス部) HDS 出向 CRE 事業統括部(アセットマネジメント部、CRE 開発 1 部、CRE 開発 2 部、リーシングマネジメント部、物流部、事業企画部) 営業本部 監査役付 顧客戦略統括部(顧客政策部、CRM 推進部) 営業戦略統括部(営業企画部、関連事業推進部) 店舗戦略統括部(店舗政策部、店舗運営部、営業管理部) 第1MD グループ(グループ MD 部、定期宅配営業部、ギフトデザイン営業部、美術営業部、プロモーション商品部、リーシング部) 第2MD グループ(グループ MD 部、化粧品 MD 部※ミスコ、ミラー含む、呉服営業部) オンラインストアグループ(オンラインストアグループ付、EC 運営部、デジタルベース運営部、デジタル事業運営部) 海外・国内出向者 ※立川店テレコムメディア出向、立川店 IMH(化粧品)出向、立川店 IMGS(ギフト)出向、銀座 IMH(POS)出向、IMBS(立川)出向、IMBS(浦和)出向者除く	
	本社・周辺分会 第2職場区	海外・国内出向者(HDS 出向、立川店テレコムメディア出向、立川店 IMH(化粧品)出向、立川店 IMGS(ギフト)出向、スタジオアルタ出向、銀座 IMH(POS)出向者除く)			
	外商統括部分会 第1職場区	外商統括部(企画部) 外商統括部個人外商グループ(営業企画部、管理部、伊勢丹外商部、三越外商部、スペシャリティストア営業部、グローバル CS 担当) 外商統括部法人外商グループ(営業企画部、管理部、法人第1営業部、法人第2営業部、法人第3営業部)	外商統括部分会 第1職場区	外商統括部(企画部) 外商統括部個人外商グループ(営業企画部、管理部、伊勢丹外商部、三越外商部、スペシャリティストア営業部、グローバル CS 担当) 外商統括部法人外商グループ(営業企画部、管理部、法人第1営業部、法人第2営業部、法人第3営業部)	
	新宿分会 第1職場区	伊勢丹新宿本店 総務部 伊勢丹新宿本店 営業企画部 伊勢丹新宿本店 営業運営部 伊勢丹新宿本店 食品レストラン営業部 伊勢丹新宿本店 化粧品営業部 伊勢丹新宿本店 婦人・宝飾時計・雑貨・子供営業部 伊勢丹新宿本店 紳士営業部 伊勢丹新宿本店 ライフデザイン営業部 第1MD グループ 新宿食品レストラン商品部、ギフトデザイン営業部(新宿ギフト・プライダル商品券) 新宿ライフデザイン商品部、美術営業部(新宿)) 第2MD グループ 化粧品 MD 部(新宿)、新宿宝飾時計・雑貨商品部、新宿婦人・子供商品部、新宿紳士商品部、呉服営業部(新宿)	新宿分会 第1職場区	伊勢丹新宿本店 総務部 伊勢丹新宿本店 営業企画部 伊勢丹新宿本店 営業運営部 伊勢丹新宿本店 食品レストラン営業部 伊勢丹新宿本店 化粧品営業部 伊勢丹新宿本店 婦人・宝飾時計・雑貨・子供営業部 伊勢丹新宿本店 紳士営業部 伊勢丹新宿本店 ライフデザイン営業部 第1MD グループ 新宿食品レストラン商品部、ギフトデザイン営業部(新宿ギフト・プライダル商品券) 新宿ライフデザイン商品部、美術営業部(新宿)) 第2MD グループ 化粧品 MD 部(新宿)、新宿宝飾時計・雑貨商品部、新宿婦人・子供商品部、新宿紳士商品部、呉服営業部(新宿)	
	日本橋分会 第1職場区	三越日本橋本店 総務部 三越日本橋本店 営業統括部営業計画・運営部 三越日本橋本店 営業統括部第1営業部 三越日本橋本店 営業統括部第2営業部 三越日本橋本店 営業統括部第3営業部 三越日本橋本店 営業統括部サテライト営業部 第1MD グループ ギフトデザイン営業部(日本橋ギフト・プライダル・商品券)、美術営業部(日本橋) 第2MD グループ 呉服営業部(日本橋店担当)	日本橋分会 第1職場区	三越日本橋本店 総務部 三越日本橋本店 営業統括部営業計画・運営部 三越日本橋本店 営業統括部第1営業部 三越日本橋本店 営業統括部第2営業部 三越日本橋本店 営業統括部第3営業部 三越日本橋本店 営業統括部サテライト営業部 第1MD グループ ギフトデザイン営業部(日本橋ギフト・プライダル・商品券)、美術営業部(日本橋) 第2MD グループ 呉服営業部(日本橋店担当)	
	銀座分会 第1職場区	三越銀座店(営業企画部、総務部、販売サービス部) 三越銀座店 第1営業部 三越銀座店 第2営業部 出向(IMH(POS))	銀座分会 第1職場区	三越銀座店(営業企画部、総務部、販売サービス部) 三越銀座店 第1営業部 三越銀座店 第2営業部 出向(IMH(POS))	
	立川分会 第1職場区	伊勢丹立川店(総務部・外商担当) 伊勢丹立川店 営業部(計画担当含む) 出向(テレコムメディア、IMH(化粧品)、IMGS(ギフト))	立川分会 第1職場区	伊勢丹立川店(総務部・外商担当) 伊勢丹立川店 営業部(計画担当含む) 出向(テレコムメディア、IMH(化粧品)、IMGS(ギフト)、IMBS)	
	浦和分会 第1職場区	伊勢丹浦和店(総務業務部・外商担当) 伊勢丹浦和店 営業部(計画担当含む)	浦和分会 第1職場区	伊勢丹浦和店(総務業務部・外商担当) 伊勢丹浦和店 営業部(計画担当含む) 出向(IMBS)	

現行			改訂		
支部	分会・職場区		支部	分会・職場区	
高松三越支部	第1職場区	営業統括部 営業運営、 営業統括部 食品・レストランサービス、 営業統括部 美術、 営業統括部 特選・宝飾品・時計 営業統括部 東部サテライト、 営業統括部 西部サテライト	第1職場区	営業統括部 営業運営、 営業統括部 食品・レストランサービス、 営業統括部 美術、 営業統括部 特選・宝飾品・時計 営業統括部 東部サテライト、 営業統括部 西部サテライト、 営業統括部 CRM 推進	
	第2職場区	営業統括部 外商部	第2職場区	営業統括部 外商部	
	第3職場区	営業統括部 CRM 推進 、総務・経営企画部、労働組合専従、出向者	第3職場区	総務・経営企画部、労働組合専従、出向者	

②選挙規程<第106条別表>

	現行							改訂						
	支部執行委員長	支部副執行委員長	支部書記長	支部書記次長	支部執行委員	支部役員合計	支部支分会評議員選出基準	支部執行委員長	支部副執行委員長	支部書記長	支部書記次長	支部執行委員	支部役員合計	支部支分会評議員選出基準
北海道統括支部	1	3	1	3	—	8	—	1	3	1	2	—	7	—
北海道統括支部 札幌丸井三越支部	—	—	—	—	10	10	1/50	—	—	—	—	9	9	1/50
北海道統括支部 函館直轄分会	—	—	—	—	—	—	1/20	—	—	—	—	—	—	1/15
仙台三越支部	1	1	1	1	5	9	1/60	1	—	1	—	6	10	1/60
静岡伊勢丹支部	1	1	1	1	4	8	1/40	1	0	1	1	4	7	1/40
エムアイフーズスタイル支部	1	2	1	3	16	23	1/70	—	1	2	1	16	21	1/70
エムアイカード支部	1	3	1	1	8	14	1/60	—	1	2	1	5	10	1/60

本部評議員の互選に関する件

第113条 本部評議員の選出

本部評議員は、大会構成員の互選により、本規程第107条第1号の定めにもとづき、本部大会において役員を選出する。

支部		氏名	氏名	氏名
三越伊勢丹支部	22	田中慧美	藤野 宏美	名古屋友里
		眞鍋 恵	山中 愛	渡邊敦紀
		小松義尚	千勝 直子	
		太田 美那子	恵良 菜穂子	
		奥田陽美	梅澤泰介	
		阿部 美紀	渡辺泰介	
		風間佳子	鈴木理絵	
		折目 安芸	阪根 尚樹	
		吉田厳介	井上亮	
		五十嵐 直	小屋敷透	
北海道統括支部	3	秋政 渉	長谷田 皓平	木村 正男
仙台三越支部	2	真山 諒	若山 ひかる	
新潟三越伊勢丹支部	2	涌井 高志	遠藤 香織	
静岡伊勢丹支部	2	酒井健輔	福井智子	
名古屋三越支部	2	近藤一貴	今井麻莉	
広島三越支部	2	府川正樹	栗栖 史行	
高松三越支部	2	小笠原朋希		
松山三越支部	2	松江直哉	西泉桃花	
岩田屋三越支部	2	三浦 洵	山崎 裕介	
エムアイフードスタイル支部	5	片淵 祐美子	伊藤 洋平	小川 裕美
		安達 恭洋	伊藤 剛	
エムアイカード支部	2	竹内 理絵		
三越伊勢丹ビジネス・サポート支部	2	鈴木 尚子		
三越伊勢丹プロパティ・デザイン支部	2	鶴見安訓	下村耀子	
三越伊勢丹システム・ソリューションズ支部	2	赤土 一行	藤本 賢太	
三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ支部	2	石田 亜実	和田 宗之	
三越伊勢丹ニッコウトラベル支部	2	花本 彩	名村 早耶香	
関連グループ支部Ⅰ	2	八嶋隆夫		
関連グループ支部Ⅱ	2	齋藤 舞子		
計	62			

第10期後半「活動表彰」推薦書

＜推薦内容＞

推薦者：	三越伊勢丹支部委員長 内田高史 ※推薦者を記載して下さい（各支部代表者など）
対象支部名：	三越伊勢丹支部
対象氏名： ※組合役員の場合 は役職名記入 ※専従役員は除く	浦和分会 加藤大征さん、井上亮さん ※該当者が複数名の場合も、こちらに全員の氏名を記載して下さい
<p>理由：<u>※具体的に本支部の活動において、どのように行動し活動に寄与したか、どのような好影響があったか等を記入して下さい</u> テーマ別ボイスをきっかけに職場の改善行動を実施 ～浦和分会時間管理テーマ別ボイス～ 労使共同宣言にも出されている「時間管理の取り組み」について、兼任役員を中心に実態の調査と根本解決に向けた取り組みとして、特に課題が大きいとされる営業部及び外商担当のステージ C を対象に、テーマ別 VOICE を実施。</p> <p>【聴く】 今回のテーマ別 VOICE では兼任役員が中心となり、出席案内の発信や参加者のとりまとめそして当日の運営を行い、数字上ではわからない定性面の課題の確認を行った。 結果として、実際にメンバーの声を聴いて、所属やチームによって時間管理の課題は異なること、また個人個人でも時間管理についての意識の違いがあることが確認し、</p> <p>【話し合う】 結果を受けて、執行委員をはじめとした現場の組合メンバーで内容を共有し、今後の対応について職場委員会などで協議。 会社側には、現在の要因体制におけるメンバーに求める業務量、業務の質の見直しを要望する メンバーには、個人のごとの業務改革とともに、意識を変えてもらえるよう働きかけを行うことを実施</p> <p>【伝える】 会社側には、分会執行部との職場懇話会の際に、メンバーの声とともに上記要望を伝え、改善の依頼を行う。 メンバーには正しい打刻を行う様に、分会の組合メンバー作成ポスターを店内各打刻機に掲示した。</p> <p>【知らせる】 上記内容を、組合ホームページ及び IMGU メッセージでも掲載し、メンバーへの共有を行う。</p> <p>一連の VOICE サイクルを通して、会社へのメンバーの改善の促しとともに、個人の行動変容に繋げる取り組みが出来た事、また現場課題を主体的改善行動できた事例となる。</p>	
<p>参考資料：<u>※具体的な取り組み内容の参考となる資料（活動報告）、広報（広報誌、HP、写真）等を添付して下さい</u> ※別紙、本部広報誌参照</p>	



インゲちゃん
潜入取材!

“VOICEサイクル”、
どのようにまわしてる!?



メンバーの声を起点に循環させて、職場環境を改善していく活動がVOICEサイクルうさ! (P 3 参照)
普段、現場でみなさんと共に働きながら組合活動を行っている、兼任役員にスポットをあて取材!
メンバーの声が課題解決の力になっていることが改めてわかったうさよ!



三越伊勢丹支部に潜入!

「テーマ別VOICE」をきっかけに改善行動を実施!

VOICEサイクルの起点である「聴く」。今回は、浦和分会・本社・周辺分会において、メンバーが課題に感じている「時間管理について」「介護の対応について」のテーマ別VOICEを開催し意見の吸い上げを行い、その内容を基に改善活動へと繋げてきました。

浦和分会

正確な時間管理に向けて 【時間管理テーマ別VOICE】

【開催の背景】 実態調査と根本解決がしたい!

労使共同宣言にも出されている「時間管理」について、実態の調査と根本解決に向けた取り組みとして、特に課題が大きいとされる営業部及び外商担当のステージCを対象に、テーマ別VOICEを実施しました。

今回のテーマ別VOICEでは兼任役員が中心となり、案内の発信や参加者のとりまとめ、そして当日の運営を行い、数字上ではわからない定性面の課題を確認しました。



右から3番目 元評議員 村江 友紀さん
左から2番目 職場委員 市川 悦子さん
(営業部 B1F-7F)



元評議員 (24年4月人事異動に伴う解任)
村江 友紀さん

取り組みのポイント
教えてうさ!



正しい時間管理を行うためには、個人の意識を変える事が非常に重要だと改めて感じました。今回の取り組みを受けて、会社側への改善の促しと共に、個人の行動変容に繋げてもらう為に、店内各所の打刻機の前に兼任役員が作成した「時間管理啓発ポスター」を掲示し、打戻、未打刻防止の啓発に繋げています。

テーマ別VOICEを
やってみて
どうだったうさ?



実際にメンバーの声を聴いて、所属やチームによって時間管理の課題は異なること、また個人個人でも時間管理についての意識の違いがあることが確認できました。

執行委員 加藤 大征さん
(営業部 計画担当(CRM推進・売出宣伝広告))



第10期後半「活動表彰」推薦書

＜推薦内容＞

推薦者：	玉谷 謙一郎 ※推薦者を記載して下さい（各支部代表者など）
対象支部名：	北海道統括支部 函館丸井今井直轄分会
対象氏名： ※組合役員の場合は 役職名記入 ※専従役員は除く	分会評議員兼 職場区リーダー： 白川 智也、樋爪 智之、吉村 大地 ※該当者が複数名の場合も、こちらに全員の氏名を記載して下さい
理由： <u>※具体的に本支部の活動において、どのように行動し活動に寄与したか、どのような好影響があったか等を記入して下さい</u>	
<p>【第10期前半年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 函館丸井今井では、中期計画をもとに企業戦略推進の精度を高め、成果につなげるための重点課題である「エンゲージメント向上」を最優先課題に労使共通認識を持ち、VOICE サイクルに第10期を通して一貫して取り組んでいます。 ・ そのような中、第10期前半年度では、「メンバーが経営動向を正しく理解する」「主体的に戦略推進を進める」ための重点活動として広報誌『海峽』を通じた“知らせる”の強化を行い、“いま会社で起きていること、会社の進んでいる方向性について見える化につながるメンバー発信のスキーム構築と活動の基盤づくりを行いました。 <p>【第10期後半年度取り組みでの進化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10期後半年度では、前半年度の“知らせる”を軸にしながら、各職場区リーダーがさらに活動の幅を広げ、VOICE サイクル全体を強化してきました。“知らせる”に密接に関わる“聴く” “伝える”の実行性を高めることを意識し、それぞれの活動に注力しています。これによりメンバーの経営環境への理解度を高め、身近な職場をよりよくするため自ら考え、声を伝えるサイクルにもつながっていると捉えています。そして、働き方や運営オペレーションなど重点戦略の実行性を高めるための課題把握とそれらをもとにした労使協議から課題解決につなげる内容もつくりだしているとも捉えています。 ・ 具体的な取り組みとして、“聴く”においては、重点戦略を踏まえ、外商・ストアコンサルなどをピックアップ。メンバーからの声を経営とどのように意見交換したか、そして、それをメンバーにフィードバックすることをメインテーマに担当の職場区リーダーが主催してテーマ別 VOICE を実施。結果としてメンバー接点の拡充から さらに“伝える”のタネとなるメンバーの声を“聴く”サイクルを定期的に回し続けています。 (ストアコンサルテーマ別 VOICE6月・8月各20名：全員参加、外商テーマ別 VOICE3月：対象者全員参加) ・ “伝える”では、VOICE のメンバーの声を職場区リーダーが経営懇話会の中で現場実態や解決に向けた提案を直接行っています。また、それらの協議内容を“知らせる”に掲載することで、次回“聴く”アクションにもつなげました。 ・ 具体的な成果としては、主に以下が挙げられます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 2年間重点戦略として進めてきた“ぐるぐる”は、現場実態、メンバーの声をもとに運営上の課題をまとめ、経営に提言を行った。その課題を共通認識としたことで、現場のメンバーと改めて対話を通じた改善活動をさらに加速させたこと、現場実態を踏まえたオペレーションへの見直しを図るきっかけを作りました。 ② その他、ストアコンサル内の業務改善としてワークスケジュールの作成方法見直しや、業務スマホ貸与範囲の拡大などの提案を行い、オペレーション改善に繋がりました。また、外商部内の戦略浸透度合いや、情報共有のあり方に関する課題の提言を行い、部門長による外商部内対話会を個別に実施が進みました。 ・ また、専従者が在籍しない事業所である中、職場区 L とともに専従書記スタッフが日常のメンバー対話、VOICE 案内作成や発信、メンバーの声の取り纏め、広報作成など、これまで以上に幅広く VOICE サイクルの循環をサポートしています。 	

経営懇話会



テーマ別 VOICE



VOICE サイクル強化

広報誌『海峡』



VOICE サイクルの運営サポート（職場区 L と書記スタッフ）



第10期後半「活動表彰」推薦書

<推薦内容>

推薦者：	濱 周平、赤土 一行 ※推薦者を記載して下さい（各支部代表者など）
対象支部名：	IMS 支部
対象氏名： ※組合役員の場合 は役職名記入 ※専従役員は除く	前島 珠美（支部執行委員；本件のリーダー） 藤本 賢太（支部執行委員） 名倉 正高（支部執行委員）

理由：※具体的に本支部の活動において、どのように行動し活動に寄与したか、どのような好影響があったか等を記入して下さい

私は IMS 支部の「兼任執行委員・評議員一丸となつての『本気のかくれんぼ』レクリエーションの企画・運営」を活動表彰に推薦します。

IMS 支部では 2023 年 11 月に、コロナ禍が収まり始めて以降リモートワークが中心でお互いに「リアル」における面識がない中で業務を進めていた IMS において、メンバーがお互いの顔や声や性格を知り、組合・会社へのエンゲージメントを高めるキッカケとしての大規模なレクリエーションを行いました。

企画の段階では、普段から執行部として把握していた現場の声をベースに、評議員も巻き込んでどのような層をターゲットとしてどのようなレクリエーションとすることが相応しいかを議論しました。その結果、おもにコロナ禍期間中に入社した方々と、それ以前に入社していたメンバーがお互いに知り合う機会と位置付けました。企画の内容としては、該当期間中の入社者は比較的若手の方が多いことや、リモートワークで鈍った体を動かす機会がいいという声のほか、話題性などから、Youtuber の「はじめしゃちょー」らが動画化も行っている「本気のかくれんぼ」を行うこととしました。

方針を決めてからは兼任執行委員の前島さんが自発的に「日本かくれんぼ協会」にアポをとり、数回の打ち合わせを重ね内容を練り上げる等、中心となって活動しました。また、動員にあたっては執行部と評議員で一丸となつて teams 上での全体告知のほか、リアル・チャットを活用した声掛けによるメンバー動員をおこない、最終的には 60 名弱を集めました。ご家族連れで参加いただいた方々も多数おられたほか、社長や執行役員、部長らも参加する大掛かりなものとなりました。

当日は早期から運営メンバーとして評議員を巻き込んでいたこともあり、密なスケジュールのなかでもスムーズに運営することができました。メンバーの反応もとても好評でした。

<おもなメンバーの声>

- ・想像以上に楽しめました。また、想像以上にえらい筋肉痛になりました。
- ・チーム表 + 名札、で他チームの人もチョコチョコ見に行って会話することで名顔一致させることができてよかったです。
- ・差し支えなければ次回もよろしく願います（周囲にも薦めたい）
- ・同じ体験は自然な会話のネタになることを改めて感じました。例えば翌日、参加した人と筋肉痛という共通の体験で話が楽しめました。IMS には走る姿が格好いい人が多いのを目撃できたのは楽しい驚きでした。

・トーナメント制などでなく、みんな一律で出番がある&活躍できる点がよかったですと思いました！ 欲を言うならば、時間区切りでチーム替えなどがあれば、より多くの人と関われたのではと思いました。

- ・ONLINE で実況したらよかったかも！
- ・競技中は勝つことだけを考えて前のめりになった、業務でもそうありたい。

「本気のかくれんぼ」レクリエーションは、参加が叶わなかったメンバーにとっても「〇〇さんって、レクのとき話しかけてみたら実はとても優しい人だったんだよね」などの職場の話題となり、メンバー同士の交流や組合役員とメンバーの交流の促進につながったほか、経営陣の参加によってメンバーとの距離感が縮まったことで、会社戦略の浸透・推進にも一定の効果があったものと考えております。今回の企画により、メンバーの組合・会社へのエンゲージメントは相応に高まり、組合としてのより円滑な VOICE サイクルの推進や会社戦略の着実な推進につながったものと考えています。

上記の成果を踏まえると、第 10 期における「兼任執行委員・評議員一丸となつての『本気のかくれんぼ』レクリエーションの企画・運営」を中心として担った対象者 4 名は、表彰に相応しいものと考えております。

参考資料：※具体的な取り組み内容の参考となる資料（活動報告）、広報（広報誌、HP、写真）等を添付して下さい

IMGU メッセージ p.10

三越伊勢丹システム・ソリューションズ支部に潜入!

職場のメンバーや、社長や部長も参戦!? 「本気のかくれんぼ」してみた!!

「本気のかくれんぼ」は、色んなルールが楽しめるゲームです。テントに隠れながら、鬼が守っている大きなボールにタッチするまで！走ったり隠れたり、結構いい運動になるよさ!

メンバーや会社も巻き込んでレクみたいいうさ！でも、組合のレクでかくれんぼってどういうことさ？ 執行部のインプット。当日の様子をお知らせレポートするよさ!

兼任役員を中心にメンバーや会社を巻き込む！みんなで楽しむ!

普段、在宅勤務の多いIMSのメンバーには「運動不足の解消」が必要！また、コロナ禍からのフル在宅で、新入社員と既存の社員や、異動後の新所属内のメンバーなどで一度も顔を合わせたことがない...ということもあり、「対面のコミュニケーション」が必要と考えました。

レクを実施することは当初から決めていましたが「本気のかくれんぼ」をおこなう決め手になったのは支部評議員会での若手の発言でした。実施を決めてからは、会場の選定や告知、職員にむけて動きました。結果的にメンバーのほか、社長や部長も参加する、大掛かりなイベントになりました。

準備や当日運営は兼任役員が頑張りました!

当日はかなり盛り上がり、メンバーやご家族の笑顔があふれており、開催のねらいは達成できたと思います。一方で、交流の時間や準備運動の時間など、もう少し欲しかったな〜と、反省点もあつかりました。今後に活かしていきたいと思えます!

メンバー動員には苦労しました。久しぶりのレクリエーションだったので、当初呼びかけてもなかなか人が集まらず、そもそも聞きなれない企画?でもあったので、兼任の評議員を中心に職場のメンバーひとりひとりに呼びかけてもらい、結果として多くの参加者が集まり、兼任役員で自発的に動く機運が高まったと思います。

当日のようすや参加者の声をご紹介します!

当日集合して、そのままルール説明、ゲーム開始!! 休憩をはさみながら、2時間のゲームを楽しみました。大人たちよりも、子どもたちの熱い声がかつたです!! 最終的には、みんな「面白かった」で楽しめました! ゲームに参加しないタイミングも、各自観察、花壇でも盛り上がりましたよ。

参加者の声
子供たちも楽しそうでした。これはよく楽しめました。ありがとうございました! 平日の業務は忙しいですが、このイベントのおかげで気分がリフレッシュできました。自分たちからいかに参加を促すか、楽しかったです。業務中は勝つことだけを考えて前のめりになった、業務でもそうありたい。

IMS支部のみなさま、お疲れさまです。参加メンバーが楽しそうで、本当に良かったです! また、組合役員のレベルアップにもつながったみたいいうさ。今後のIMS支部の活動にも、期待しているよさねー



三越伊勢丹システム・ソリューションズ支部に潜入!

職場のメンバーや、社長や部長も参戦! 「本気のかくれんぼ」してみた!!



メンバーや会社も巻き込んだレクみたいうさ!
でも、組合のレクでかくれんぼ?ってどういうことうさ?
執行部のインタビューと、
当日の様子をあわせてレポートするうさ!

「本気のかくれんぼ」は、
缶蹴りみたいなルールของเกมうさ。
テントに隠れながら、
鬼が守っている大きなボールにタッチするうさ!
走ったり隠れたり、結構いい運動になるうさ!



執行委員 名倉 正高さん
(国内出向エムアイカード
システム部システム第1担当)

兼任役員を中心にメンバーや会社を巻き込む!みんなで楽しむ!

普段、在宅勤務の多いIMSのメンバーには「運動不足の解消」が必要!また、コロナ禍からのフル在宅で、
新入社員と既存の社員や、異動後の新所属内のメンバーなどで一度も顔を合わせたことがない…という
こともあり、「対面のコミュニケーション」が必要と考えました。



レクを実施することは当初から決めていましたが「本気のかくれんぼ」をおこなう決め手になったの
は支部評議員会での若手の発言でした。

実施を決めてからは、会場の選定や告知、動員にむけて動きました。結果的にメンバーのほか、社長や
部長も参加する、大掛かりなイベントになりました。



執行委員 藤本 賢太さん
(ICTオペレーションサービス部ロケーションインフラ担当)

準備や当日運営は兼任役員が頑張りました!

当日はかなり盛り上がり、メン
バーやご家族の笑顔であふれて
おり、開催のねらいは達成できた
と思います。一方で、交流の時間
や準備運動の時間など、もう少し
欲しかったな〜と、反省点もみつ
かりました。今後に活かしてい
きたいと思います!



執行委員長 濱 周平さん
(ICTアプリケーションサービス1部システム第2担当)

メンバー動員には苦労しました。
久しぶりのレクリエーションだった
ので、当初呼びかけてもなかなか人
が集まらず、そもそも聞きなれない
企画!?でもあったので。

兼任の評議員を中心に職場のメン
バーひとりひとりに呼びかけてもら
い、結果として多くの参加者が集ま
り、兼任役員で自発的に動く機運が
高まったと思います。



執行委員 前島 珠美さん
(ICTアプリケーションサービス2部付)

当日のようすや参加者の声をご紹介します!

当日集合して、そのままルール説明、ゲーム開始!!
休憩をはさみながら、2時間のゲームを楽しみました。
大人たちよりも。子どもたちの飲み込みが早かったですね!
最終的には、みんな「各自の戦い方」で楽しめました!
ゲームに参加しないタイミングも、各自観戦・応援でも盛り上がりましたよ。



参加したメンバーのようす



本気のかくれんぼ
プレー中!



参加者みんなで集合写真!



観戦も白熱!



- 参加者の声
- ・子供がとて楽しそうでした。
- ・これ以上なく楽しめました、ありがとうございました!
- ・同じ体験は自然な会話のネタになることを改めて感じました。
- ・見つからないように低重心を心掛けました。
- ・競技中は勝つことだけを考えて前のめりになった、業務でもそうありたい。

IMS支部のみなさま、お疲れさまうさ
参加メンバーが楽しそうで、本当によかったうさ!
また、組合役員のレベルアップにもつながったみたいうさ。
今後のIMS支部の活動にも、期待しているうさね~

